

日行連発第19号
令和5年4月7日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

資源有効利用促進法省令及びストックヤード運営事業者登録制度の
運用について（周知）

資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程については、「資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について（周知）」（令和5年3月20日付・日行連発第1798号）にて、お知らせしたところですが、今般、国土交通省より、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令が公布されたため、添付のとおり周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【添付】

- ・「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」一式（zip ファイル）
- ・「ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用について」一式（zip ファイル）
- ・『「資源有効利用促進法」を知っていますか?』（チラシ）
- ・「ストックヤードの登録制度をご利用ください」（チラシ）